



伯耆町行政改革大綱2005



平成18年2月

伯耆町

	ページ
I. 行政改革の基本方針	1
II. 基本的視点	1
(1) 地方分権時代への対応	1
(2) 高度情報化時代に対応した取組み	2
(3) 経営的視点に立った行財政運営	2
(4) 民間活力の導入	2
(5) 職員の意識改革	2
III. 主要改革課題	2
1 住民との協働の推進	2
2 多様で質の高いサービスの提供	3
3 効果的かつ効率的な事務事業の実施	3
4 健全な財政基盤の確立	3
5 行政ニーズに迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構づくり	3
■ 伯耆町行政改革の基本的視点及び改革課題	4
IV. 推進方法等	5
1. 実施期間	5
2. 推進体制	5
3. 町議会、町民、関係団体等の理解と協力	5
■ 伯耆町行政改革推進体制	6
V. 行政改革の推進方策	7
1. 住民との協働の推進	7
2. 多様で質の高いサービスの提供	7
3. 効果的かつ効率的な事務事業の実施	8
4. 健全な財政基盤の確立	8
5. 行政ニーズに迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構づくり	9

I. 行政改革の基本方針

21世紀を迎えた今日、我が国は、地方分権の進展、急激な高度情報化の進展、少子・高齢化の進行、経済構造の変化、国民の価値観や生活の多様化など様々な分野において構造的な変化に直面している。

このような中、我が国の財政は、平成16年度予算では公債依存度が44.6%に及ぶなど、先進国のいずれの国と比較しても極めて深刻な状況にあり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の基本方針）」により、財政構造改革を強力に推進するとともに、各般の行政改革を集中的・計画的に実施しているところである。

本町は、平成17年1月1日に旧岸本町と旧溝口町が市町村合併により誕生した。旧町においては、各々の町で事務事業の見直し、組織・機構の見直し、行政の情報化等を推進してきたが、市町村合併に伴い伯耆町としての新たな行政運営のあり方の確立が急務となっている。また、合併時に策定した伯耆町まちづくり計画に基づき、自然と調和した快適な生活ができる、健康で安心して住める、豊かな心が育つまちづくりを基本理念に、市町村合併のメリットを活かした活力ある地域づくりに取り組むことが求められている。

さらには、地方分権の推進、急激な高度情報化の進展、少子・高齢化の進展などの時代の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、地域の活性化を図り、個性あるまちづくりを目指していかなければならない。

そのためにも、従来の意識や概念にとらわれず、人口規模や地域構造に応じた組織や施設のあり方など行政の構造そのものを抜本的に変えるとともに、従来の事務事業の進め方を変えていくことが必要不可欠である。

このような情勢の中において、より一層、高度化・多様化していく住民ニーズや加速化する情報技術をはじめとした技術革新による社会構造の変化及び地方分権の進展により、ますます激化する地域間競争に的確かつ柔軟に対応しながら、新町の礎づくりとなる伯耆町まちづくり計画に掲げる各プロジェクトを全力で推進していかなければならない。

そのため、これらの時代の変化に適合するよう行政評価などの新たな手法等を導入し、簡素で効率的かつ効果的な新しい行財政システムを構築することにより、地方分権時代にふさわしい町民の立場に立ったさらなる行政サービスの向上と持続的に安定した発展ができるまちづくりを目指し、行政改革大綱を策定するものである。

II. 基本的視点

本町は、地方自治と行財政の確立を基調として、市町村合併により発足したが、時代の変化に対応すべく次の5つの視点に立ち、新町のまちづくりを確立するため、強力に、行政改革を推進していくものである。

(1) 地方分権時代への対応

本格的な地方分権時代を迎え、国と地方との関係が見直されたことに伴い、地方自治体の自己決定権が拡大され、今後、地方自治体のまちづくりにおける役割と責任はますます増大していく。

地方分権を真に実効性あるものとするために、地方自治体自身が、その能力と体質を強化し、自己決定・自己責任の原則に基づき、市政の主役である町民と行政との協働に努める。

(2) 高度情報化時代に対応した取組み

I T（情報通信技術）革命により急速に進展する高度情報化に伴い、経済構造のみならず社会システムや個人のライフスタイルも変化しており、国においては、「電子政府」の実現に向けた取組みを強力に推進している。

本町においても、情報化の推進により、行政サービスの迅速かつ効率的な提供や町民との双方向のコミュニケーションによる行政への町民参加の推進、さらには、「電子自治体」の実現などを目指していくことが必要である。

(3) 経営的視点に立った行財政運営

厳しい財政状況や地方分権の進展により地域間の競争が激しくなる中で、成果を重視した町民満足度の高い行政サービスを提供するため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という基本原則に立ち、サービス精神やコスト意識などの経営感覚を持ち、目標達成や町民満足度・公益性・効率性などに対する費用対効果の観点から施策の重点化等を進め、効率的かつ効果的な行財政運営に努める。

(4) 民間活力の導入

社会経済情勢の急激な変化に伴い、行政に求められるサービスが高度化・多様化し、質量ともに増大している中、行政の責任領域を改めて見直し、行政が本来担うべき業務とは何かを明確にしつつ、町民と行政、民間と行政の新たな役割分担を行い、町民の自主的な活動に委たり、民間の専門的な知識やノウハウが必要な分野などにおいて民間活力の導入を積極的に推進することが必要である。

(5) 職員の意識改革

行政改革を推進するためには、職員一人ひとりが、問題意識と目標達成の意欲を持ち、その能力を十分に発揮することにより、総合的に組織活動を高めていく必要がある。さらに、地方分権時代に対応していくために、職員一人ひとりが、既存の枠組みや従来の発想にとらわれず、主体的な創意工夫を行うとともに、職員の意識改革と資質の向上、能力の開発に努め、人材の育成・確保を図っていく。

Ⅲ. 主要改革課題

本町の行政改革の取組みにあたり、基本的視点と本町の実情を踏まえて、次の5つの改革課題について、具体的に行政改革を進めるものとする。

1. 住民との協働の推進

住民自治を拡充し、住民が主役となるまちづくりを進めるため、積極的な情報の提供と公開を行うとともに、住民参加を促すしくみづくりを推進する。

また、住民と行政との役割を分担してまちづくりを進めるため、住民の自主的な活動の促進や支援を図るなど、住民との新たな関係づくりに努める。

2. 多様で質の高いサービスの提供

住民生活の多様化や情報化の進展に応じ、サービスを迅速で、より住民の利便性の高いものにするとともに、地方分権を活かした新たなサービスの展開をする。

3. 効果的かつ効率的な事務事業の実施

社会経済状況の変化を見据えて、事務事業をその目的適合性や費用対効果の視点から見直し、事務事業の統廃合などを進め、時代に即応した施策を選択しながら、経営効率の改善を図る。

また、「公共サービスの担い手は行政だけではない」との視点から、住民、民間企業の活力を活かし、行政の守備範囲を見直すことにより、効果的な行政を実現する。

4. 健全な財政基盤の確立

公債費や経常経費が増大する一方で、投資的経費が先細り傾向にあるという厳しい財政状況のなか、新たな行政需要に的確に対応するため、積極的に財源の確保に努める。

また、財政運営の能力の優劣が、自治体間のサービス格差を生み出すという時代認識のもと、住民の期待に応えていくために、経営の視点から財政構造の改革を行い、政策自治体にふさわしい計画的で効率的な財政運営に努める。

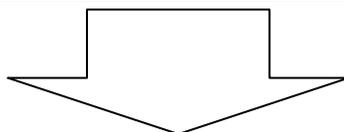
5. 行政ニーズに迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構づくり

多様化する住民ニーズに的確に対応するため、横断的、総合的な組織機能を強化するとともに、官民の役割分担の視点から、行政の担うべき役割を明確にして、その役割に応じた簡素で効率的な組織へ転換を図る。

また、新たな課題に挑戦する高い能力を持つ人材の育成と意欲にあふれた職場づくりをめざし、研修のあり方や人事管理制度を見直す。

■伯耆町行政改革の基本的視点及び改革課題

基 本 的 視 点
1. 地方分権時代への対応 2. 高度情報化時代に対応した取組み 3. 経営的視点に立った行財政運営 4. 民間活力の導入 5. 職員の意識改革



改 革 課 題	推 進 項 目
1. 住民との協働の推進	(1)積極的な情報の提供と公開 (2)住民参加の推進 (3)住民活動の促進・支援 (4)住民活動との役割分担 (5)職員の地域活動への参加
2. 多様で質の高いサービスの提供	(1)サービスのあり方の改善 (2)地方分権を活かしたサービス (3)OA化・IT化の推進
3. 効果的かつ効率的な事務事業の実施	(1)民間委託等の推進 (2)施策の選択 (3)政策・事務事業評価
4. 健全な財政基盤の確立	(1)計画的・効果的な財政運営 (2)自主財源の確保 (3)透明で公正な財政運営 (4)地方公営企業の経営健全化 (5)外部団体等の経営改善 (6)経費の削減と事務の効率化 (7)給与等の見直し
5. 行政ニーズに迅速かつ的確な対応が可能な組織・機構づくり	(1)組織機能強化 (2)職員の定数管理と人事管理制度の見直し (3)人材の育成 (4)職員の意識や意識改革を促す職場づくり (5)組織の見直し

IV. 推進方法等

1. 実施期間

この行政改革大綱の取組み期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とする。

具体的な取組みについては、より具体性、実効性を伴ったものとするため、取組み内容を年度ごとに整理した集中改革プランを策定し、年次的に推進するものとする。

なお、集中改革プランに明記された事項に留まることなく、社会経済情勢の変化などによる新たな事項にも積極的に取り組んでいく。

2. 推進体制

(1) 全庁的取組みの推進

この行政改革は全庁的取組みとして推進するものであり、各方策の具体化については、各職場における主体的な検討に基づいて実施するものとし、行政改革検討委員会においては、それら具体的方策の総合的調整と進行管理を行うものとする。

(2) 行政改革検討委員会

庁内組織であり、管理職員の代表からなる「行政改革検討委員会」は、行政改革大綱の検討、各課等の総合的調整及びその進行管理を行い、本町の行政改革の計画的で着実な推進を図る。

また、町長の指示に基づき、行政改革推進のための方策、方針の検討を行う。

(3) 行政改革検討委員会ワーキンググループ

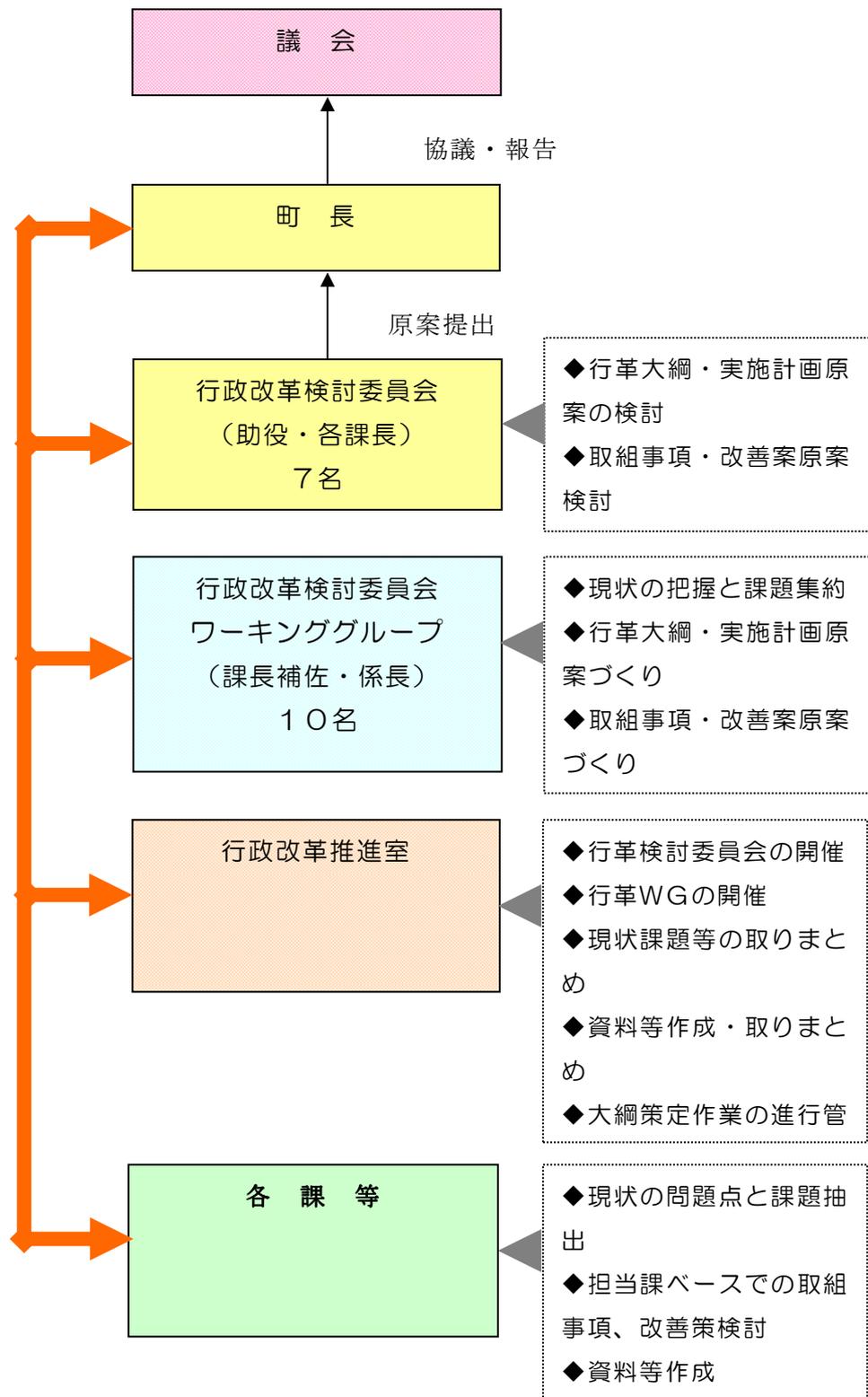
庁内組織であり、中堅職員の代表からなる「行政改革検討委員会ワーキンググループ」は、庁内の現状調査を行い、行政改革大綱素案の検討、具体的取組事項等の検討を行い、本町の行政改革の推進を図る。

また、町長及び行政改革検討委員会の指示に基づき、行政改革及び事務改善等の推進のための具体的な方策を検討する。

3. 町議会、町民、関係団体等の理解と協力

行政改革の推進に当っては、町議会との連携を密にしつつ、町民、関係団体等の理解と協力を得るよう努める。

■伯耆町行政改革推進体制



V. 行政改革の推進方策

1. 住民との協働の推進

(1) 積極的な情報の提供と公開

住民参加を促進するため、積極的に情報を提供し、住民と情報の共有化を推進する。また、これにあわせて、個人のプライバシーを保護するため、個人情報保護を徹底する。

(2) 住民参加の促進

住民が自由に参加できる懇談会や政策形成段階での説明会を開催するなど、広く住民の意見を聴く機会を拡充するとともに、ワークショップ手法など、政策の決定に関わるような多様な参加形態を検討し、住民参加を促進する。

(3) 住民活動の促進・支援

住民活動の拠点整備や組織化の支援など、住民活動を支援する行政体制の整備を図り、住民の自主的な活動を促すような環境づくりを積極的に推進する。

(4) 住民活動との役割分担

住民活動の役割を重視する視点から、行政の守備範囲を見直すとともに、住民、NPO、ボランティア団体、民間企業などとの連携を強化し、それぞれの役割と責任を果たしながら、協働してまちづくりを進める。

(5) 職員の地域活動への参加

地域ニーズを敏感にくみとり、国・県を含む行政制度を住民の視点で柔軟かつ効果的に活用する能力が不可欠であり、その基本となる地域への理解を十分に身に付け、地域の視点、住民の視点で職務を遂行できる職員の意識醸成を推進する。

2. 多様で質の高いサービスの提供

(1) サービスのあり方の改善

住民のライフスタイルの変化を踏まえ、公共施設の開館時間や開館日の見直し、町の収入金と取扱窓口の拡大など、そのあり方を検討し、サービスの充実を図る。

(2) 地方分権を活かしたサービス

地方分権で拡大する裁量権を活かし、きめ細やかで、住民に身近なサービスを実現する。

(3) OA化・IT化の推進

地域イントラネット及び庁内LANの高度利用による庁内情報の共有化をさらに進め、事務事業の合理化や意思決定の迅速化を図るとともに、IT技術を利用した住民サービスの充実を図る。

3. 効果的かつ効率的な事務事業の実施

(1) 民間委託等の推進

全ての事務事業は、適法性、公益性に配慮しながら費用対効果の視点から聖域を設けることなく見直しを行い、行政が直営で行うより民間に任せの方が妥当と考えられる業務は、可能なものから外部委託を推進する。また、事務事業を効果的に行うため、指定管理者制度導入を推進し、P F Iなどの手法を積極的に検討する。

(2) 施策の選択

社会的役割と費用対効果の視点から、現在の施策の必要性を見極め、事務事業の廃止や規模の縮小、延期を検討するとともに、新たな時代に応じた事務事業を構築する。

(3) 政策・事務事業評価

効果的な行政運営を行い、住民に対する説明責任を果たすため、政策・事務事業のあり方を評価するシステムを検討する。

4. 健全な財政基盤の確立

(1) 計画的・効果的な財政運営

限られた財源を効果的に活用するため、経常経費や公債費などの目標管理を行い、計画的な財政運営を図る。また、予算の重点的・選択的配分に努めるとともに、使い切り体質や補助金の見直しを行い、効果的な予算執行を図る。

(2) 自主財源の確保

徹底した収納率の向上を図るとともに、受益者負担の原則から使用料や手数料を見直し、財源の確保を図る。また、遊休地の処分や新たな自主財源を検討する。

(3) 透明で公正な財政運営

入札・契約事務の適正化や監査機能の充実・強化を図るとともに、企業会計的手法の導入を検討する。

(4) 公営企業の経営健全化

水道事業、下水道事業、索道事業の事業内容、管理体制のあり方を検討し、自立した会計運営が可能な効率的な運営を図る。

(5) 外部団体等の経営改善

町が出資している第3セクター・公益法人など外郭団体の役割や事業内容、執行体制のあり方を検討し、自立的経営に向けた効率的な運営を図るよう要請する。

(6)経費の節減と事務の効率化

コスト意識を徹底するとともに、公共工事のコスト縮減をはじめ事務事業の効率化を推進し、経費削減を図る。

(7)給与等の見直し

職員の能力や仕事の成果を重視した給与制度を検討するとともに、各種手当のあり方を見直す。

5. 行政ニーズに迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構づくり

(1)組織機能強化

縦割り行政体質を払拭し、組織の横断的な総合調整機能や戦略的な政策決定機能を強化する。また、新たな課題にも的確に対応できる組織機能を強化する。

(2)職員の定数管理と人事管理制度の見直し

活力ある効率的な組織づくりのため、計画的な定数管理のもと、適材適所の人事配置に努めるとともに、職員の能力や仕事の成果を重視する人事管理制度を検討する。

(3)人材の育成

新たな課題に挑戦できる高い能力、幅広い視点やコスト感覚を備えた人材を育成する。

(4)職員の意識や意識改革を促す職場づくり

職員の提案制度や自主研究グループへの支援など、職員の仕事への意欲を高めるような取り組みを検討するとともに、職員の健康管理に配慮した健全な職場づくりに努める。

(5)組織の見直し

簡素な組織づくりと効果的なサービスを提供する視点から、定期的な事務量調査を行い、継続的に組織の見直しを図る。

また、民間に受け皿のある業務は、官民の役割分担の視点から、明確なビジョンを示し、その組織のあり方を見直す。あわせて、類似施設の一元化など、当面の合理化策も検討する。